（前のページより続き）

〔デジタル庁令・省令〕


○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務二）　二六一


〔省　令〕


○離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（総務二八）　二六一
○山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等を廃止する省令（同二九）　二七三
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（同三〇）　二七三
○公営競技納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令（同三一）　三〇四
○地方債に関する省令の一部を改正する省令（同三二）　三〇四
○令和七年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令（総務・財務一）　三〇七
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　三〇七
○総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務・経済産業一）　三一三
○所得税法施行規則の一部を改正する省令（財務一八）　三一三
○法人税法施行規則等の一部を改正する省令（同一九）　三一九
○地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（同二〇）　三二〇
○相続税法施行規則の一部を改正する省令（同二一）　三二一
○消費税法施行規則の一部を改正する省令（同二二）　三二六
○石油ガス税法施行規則の一部を改正する省令（同二三）　三二六
○国際観光旅客税法施行規則の一部を改正する省令（同二四）　三二七
○国税通則法施行規則の一部を改正する省令（同二五）　三二七
○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（同二六）　三二七
○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二七）　三二五
○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二八）　三二六
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二九）　三二七
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三〇）　三二八
○防衛特別法人税に関する省令（同三一）　三二八
○国税質問検査章規則の一部を改正する省令（同三二）　三二八
○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令（同三三）　三二五
○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令（同三四）　三二五
○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働四二）　三二五
○生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（同四三）　三二五
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（同四四）　三二六
○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四五）　三二四
○勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令（同四六）　三二八
○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（同四七）　三二〇
○土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（農林水産一六）　三二〇
○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業二七）　三二〇
○中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（同二八）　三二三
○国土交通省組織規則等の一部を改正する省令（国土交通四〇）　三二八
○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四一）　三二三


〔告　示〕


○地方税法施行規則附則第六条第二十二項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産の一部を改正する件（内閣府四四）　三二三
○非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準の一部を改正する件（同四五）　三二三
○産業競争力強化法第二十一条の三十五第一項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準を廃止する告示（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三）　三二七
○租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示の一部を改正する件（同四）　三二八
○沖縄振興特別措置法第三十一条の規定に基づく情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準等の一部を改正する件（内閣府・総務・経済産業一）　三二九